

1. 事故発生日時 令和6年9月9日（月） 15時45分頃
2. 事故発生場所 日高郡印南町
3. 工事内容 工事名：砂防工事
工期：令和6年7月10日～令和7年2月28日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害（工事関係者1名死亡）

6. 事故発生状況

砂防堰堤（本堤工）の準備工として、11時頃から元請会社の2名で伐木作業を行っていた。

被災者（62才）がチェーンソーにて伐木作業を、別の作業員（56才）は被災者から離れた場所でバックホウにより伐木の集積作業を行っていた。

15時45分頃、斜面上で胸高直径15cm程度の立木を伐木するため、チェーンソーにて斜面下側に受け口の代わりとして切り込みを設け、斜面上側から追い口を入れたところ、裂け上がりのような現象が発生し、3m上で折れた木が頭部に激突し負傷した。

事故直後には意識はあったが、病院に救急搬送された時には意識がなくなり、6日後に死亡した。（右前頭部打撲による重傷頭部外傷）

7. 事故原因

胸高直径20cm未満の立木への四分の一以上の深さの受け口の設置やワイヤーロープを巻きつけるなどの裂け止め対策は法令上必要がなかったが、偏心木であったため、裂け上がりのような現象が発生したことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・御坊警察署は事件性がないと判断した。
- ・御坊労働基準監督署は、10月30日に指導票及び是正勧告書を交付。

9. 本件における改善対策

作業前は立木を観察し、偏心木の伐木にあたり裂け上がる可能性がある場合は、裂け上りに備え四分の一以上の深さの受け口を設けるなど、裂け上がり対策を施すこととして作業を再開。その後、裂け上がる可能性のある立木は確認されず、また、伐木作業中にも裂け上がることなく作業は無事完了した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

○偏心木の伐木は胸高直径にかかわらず裂け上がり現象が起こる可能性があることに注意し、必要に応じて、四分の一以上の深さの受け口を設けた上での追いつる切りやワイヤーロープを巻きつけるなど裂け止め対策を行うことが望ましいこと。

（安衛則第477条の3）

（林野庁HP「災害事例から見る再発防止対策 事例No.37」）

（林業・木材製造業労働災害防止協会「安衛則改正のポイント」）

○伐木における一般的留意事項

- ・伐倒の際に避難する場所を、あらかじめ、選定すること。（安衛則第477条の1）
- ・伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせないこと。（安衛則第481条の2）
- ・労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するために、下肢の切創防止用保護衣を着用させること。（安衛則第485条） など